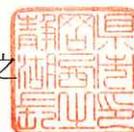


湖西市告示第 25 号

湖西市保育対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市保育対策事業費補助金交付要綱の一部を改正 する要綱

湖西市保育対策事業費補助金交付要綱（令和 7 年湖西市告示第 132 号）の一部を次のように改正する。

別表一時預かり事業（余裕活用型）の項中「2,400 円」を「2,600 円」に、「3,600 円」を「3,900 円」に改め、同表病児保育事業の項中「4,500,000 円」を「4,794,000 円」に、「2,250,000 円」を「2,397,000 円」に改め、同表保育士宿舎借り上げ支援事業の項中「52,000 円」を「54,000 円」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の湖西市保育対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。